

中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月で最終期限を迎えます あなたの会社の資金繰り大丈夫？ まずは商工会に相談ください

1

金融機関に対し、借入金について返済方法の変更（返済元金の減額・据置など）をしてもらったことがありますか？
または、近々金融機関に返済方法の変更を申し出る予定がありますか？

現在は金融円滑化法の下で、金融機関には条件変更に対応する努力義務がある。

ところが…



もう一度、経営状況を点検し、経営改善の見通しをたて、返済の計画をみなおしましょう。

2

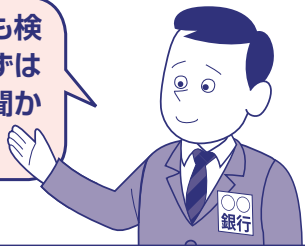
一部では、円滑化法の期限終了前にもかかわらず金融機関の態度が厳しくなり始めたという会員事業者の声もあります。

金融機関の反応の例

再度、返済負担を減らして欲しいんだが…

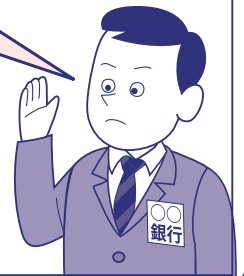


社長、こちらでも検討しますが、まずは事業の状況をお聞かせ頂かないと…



返済相談コーナー

経営改善計画どおりに全く進んでない状況ではちょっと…



結局…

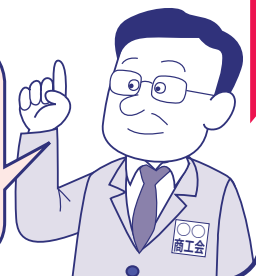
3

資金繰りの相談は商工会に

金融機関に返済方法の変更を断られてしまった。どうしよう。



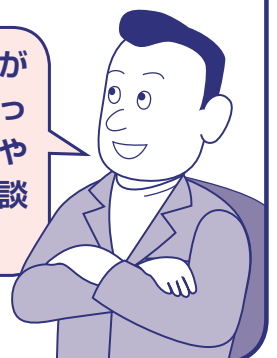
一緒に経営改善計画を作って、もう一度行ってみましょう。



4

ご相談はお早めに

月々の返済負担が軽くなってよかった。今後は税金や記帳のことも相談してみよう！



※金融機関の対応は、金融機関ごと、あるいは企業の状況によっても異なります。

< 資金繰りや経営の見直しをご検討の方へ >

返済方法の変更と経営改善は一体のものです。

- 借入金の見直し
- 経営改善計画の策定
- 資金繰り表の作成
- 制度融資・政策金融のあっせん

まずは商工会へご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

商工会へ早めの相談を！

借入金について返済方法の変更（返済元金の減額・据置など）をお考えの方は、事前の準備が必要です。金融円滑化法の最終期限を見据えて、お近くの商工会へ早めにご相談ください（相談無料・秘密厳守）

中小企業金融円滑化法 Q&A

Q1：平成 25 年 3 月末が最終期限となりますがどうすればいいですか？

A1：金融円滑化法の期限終了に伴い、金融機関の態度が厳しくなるなどの懸念が指摘されています。

売上や利益と月ごとの借入金の返済額を検討していただき、返済負担が重いようであれば、金融機関と返済条件の変更や借替の交渉をされることをお勧めします。

まずは商工会にお早めにご相談ください。

Q2：商工会ではどのような支援をしてもらえますか？

A2：商工会では、返済負担や今後の資金繰りの分析を行うとともに、新規融資あっせんや、経営改善計画書の作成も支援します。決算書や税務関係書類など経営状況がわかる書類をご用意いただき、お気軽にご相談ください。

特に、金融機関との返済方法の変更交渉にあたっては、経営改善計画書の提出を求められることが一般的です。計画書の作成には時間を要する場合がありますので、早めの相談をお願いいたします。

なお、金融円滑化法の期限終了後も、資金繰りに関するご相談には親身に対応させていただきますのでご安心ください。

Q3：金融機関に提出する「経営改善計画書」とは何ですか？

A3：定まった様式があるわけではありません。どのような書類を経営改善計画書として取り扱うかは、金融機関ごとに異なるようです。ただし、一般的には、次のような要素を含んだものが経営改善計画書と呼ばれているようです。

①現状分析：事業概況、経営悪化要因の分析、②基本方針：今後の経営方針、③改善具体策：売上増加や経費削減の具体的な計画、スケジュール等、④数値目標：今後3～5年間の収支計画等）などがあります。

なお、金融機関が経営改善計画書を求める理由は、事業者の経営改善をより確かなものとするためです。また、経営改善計画がある場合、返済方法を変更しても不良債権とみなされないこととなり金融機関が条件変更に応じやすくなります。